

# 現行の制度について

- ・ 全ての診断書について、指定医療機関が作成する

## 【指定医療機関の指定要件】

日本肝臓学会肝臓専門医 又は 日本消化器病学会専門医  
の属する医療機関であること

- ・ なお、インターフェロンフリーの診断書は、  
日本肝臓学会肝臓専門医 又は 日本消化器病学会専門医  
が作成する必要がある。

# 指定医療機関の指定状況（千葉県内）

管轄	指定医療機関数
習志野	16
市川	13
松戸	23
野田	6
印旛	22
香取	6

管轄	指定医療機関数
海匝	4
山武	9
長生	5
夷隅	4
安房	8
君津	10

管轄	指定医療機関数
市原	10
千葉市	45
船橋市	24
柏市	12
合計	217

- ・ 現行の制度では、専門医のいない医療機関にかかっている患者は、診断書取得のために指定医療機関を受診する必要があるが、指定医療機関の所在地には地域差がある。

# 主な改正点（案）

## ①指定医療機関の指定要件の緩和

診断書を作成できる「肝疾患指定医療機関」の指定要件について、「拠点病院実施の研修を受けた医師の属する医療機関」を追加する。

## ②インターフェロンフリー治療等の診断書作成の要件の緩和

インターフェロンフリー治療等、一部の診断書を作成する際の要件について、「拠点病院実施の研修を受けた医師」を追加する。

# 補足事項

- インターフェロンフリーの再治療の場合、「拠点病院の肝臓専門医の意見が必要であること」は変更なし（研修を受けた医師が診断書を作成し、拠点病院の肝臓専門医が作成した意見書を添付するのはOK）
- 研修を受講した医師に、1人ずつ異なる整理番号が記載された修了証を発行し、整理番号を利用して県は受講確認を行う
- 研修の有効期間は、5年とする
- 改正前に開催した過去の研修は対象としない